

正本

東京地裁昭和三〇年(ワ)第二九一四号

原告 下田 隆一
被告 国 外二名

昭和三十一年二月八日

被告指定代理人

訟務局第五課長 堀

訟務局付検事 平

法務事務官 鳴

原 田 内 恒
久 胤

東京地方裁判所民事第二十四部

御 中

男 明 雄



年書(1)

52

原 I 草

原 I 草

法

務

付

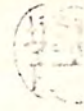
準備書 圖(第一)

昭和三十年十月二十二日付原告の求釈明に対し、被告は、次のとおり陳述する。

一 被告の答弁書第一について

広島に原子爆弾が投下されたことについて、日本政府は、昭和二十年八月十日スイス政府を通じ米國政府に対し、即時原子兵器の使用を放棄すべきことを嚴重に要求する旨の公文を發したこと及び右公文の内容は、原告が求釈明申立書に添付した朝日新聞の昭和二十年八月十日頃の記事内容と同一であることは、原告の主張されるとおりである。

右の日本政府の抗議は、当時交戦國として新型爆弾の使用を放棄すべきことを要求し、その理由として新型爆弾の使用が戦時國際法の原則及び人道の根本原則を無視したものであること



原
工
事

を主張したものであつたが。被告は、原子爆弾使用の問題を、
 交戦国として抗議をするという立場を離れてこれを客観的に
 めると、原子兵器の使用が国際法上なお未だ違法であると断定
 されていぬことに鑑み、にわかにこれを違法と断定はできな
 いとの見解に達し。これにより答弁したのである。

二 答弁書第二について

原告は、原子爆弾を広島及び長崎に投下したことは、国内法
 上の不法行為を構成するとの見解をとつておられるが、米国軍
 が広島及び長崎に原子爆弾を投下したのは、害敵手段として行
 われたものであることは疑を容れないところであるといわねば
 ならず、国際法違反か否かが問題とされることはあつても、国
 内法上の不法行為として取り上げらるべき問題ではないと考え
 られるから、原告の主張は、失当であると考ええる。

本
工
事

詳説七
去
務
府

三 答弁書第三について

答弁書第三項は、訴状請求原因第十五項に対して答弁したものである。

四 答弁書第四項及び第五項中「講和に際して当然に抛棄さるべき宿命を担うものにすぎない」または「担つていたものにすぎない」と述べたことについて

古来、敗戦国の側から戦勝国に対して賠償を要求した実例がなく、また、戦勝国側に国際法違反の行為があつても、敗戦国側からそれに対し賠償を請求した例もないのであつて、それは古くからの国際慣例をなしているともみなければならぬ。なお講和に際して賠償請求権が抛棄されているのも多くの例に見るところである。一例えば、イタリヤ平和条約第六編第三款第七六条。一従つて、戦勝国の国際法違反に対して敗戦国側からその

証文

違法に対する賠償請求をすることは国際慣例上行われ得ないものであつて、被告において原告等の請求権が講和に際し拋棄さるべき宿命を担うものである。例を基として述べたのである。

附 属 書 類

- 準備書面副本 一通
- 指 定 書 一通

原 告 書

原 告 書

原 告 書

原 告 書